

福知山市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 福知山市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、本市の交通のあり方、輸送サービスの範囲及び形態について協議・調整を行い、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、「地域の利用者でつくりあげる地域交通」の実現を目指すとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づく計画（以下「計画」という。）の策定に係る協議及び計画事業の実施に係る調整を行うため、福知山市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次の各号に掲げる事項について協議及び調整し、関係する事業を実施する。

- (1) 生活交通の確保・維持・改善のための事業に関する事項
- (2) 地域の実情に即した輸送サービスの範囲及び形態に関する事
- (3) 協議結果に基づく輸送サービスの内容を変更する場合にあってはその変更事項
- (4) 協議結果に基づく輸送サービスの休止又は廃止する場合の手続き
- (5) 計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (6) 計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (7) 計画に定められた事業の実施に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 交通会議は、福知山市長（以下「市長」という。）のほか委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する職員
- (2) 地域住民代表者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 道路管理者
- (5) 所轄警察署代表者
- (6) 福知山商工会議所代表者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (8) 市民委員
- (9) その他市長が必要と認める者

(会長等)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置き、会長には市長を充てるものとし、副会長

は委員の互選によって選出するものとする。

- 2 会長は、交通会議を代表し、及び会務を総括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 4 会長は、必要があると認めるときは、会長が指名する者にその職務を代理させることができる。
 - 5 会長は、必要があると認めるときは、交通会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。
- (任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員定数の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員の合議で決するが、協議が調わないときは、会長以外の委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会議の会長及び副会長を除く委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、次の各号の区分に従い、当該各号に定める手続きを執ることができる。
 - (1) 第3条第2項第1号、第4号及び第5号の委員 同一の機関に所属する者を代理人として会議に出席させ、合議及び協議が調わないときの議決に係る議決権を行使させることができる。
 - (2) 第3条第2項第1号、第4号及び第5号の委員以外の委員 委任状により指名した者を代理人として会議に出席させ、合議及び協議が調わないときの議決に係る議決権の行使を委任することができる。
- 5 前項の規定により代理人を出席させた委員は、その会議に限り、第2項の適用について、会議に出席したものとみなす。

(部会)

第7条 交通会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営、その他必要な事項は別に定める。
- (計画策定委員会)

第8条 交通会議は、第2条に掲げる計画策定を行うために、必要に応じ計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会の組織、運営、その他必要な事項は別に定める。
- (協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 事務局は、福知山市役所建設交通部都市・交通課に置き、交通会議の運営事務を処理する。

2 事務局には、事務局長、その他必要な職員を置き、事務局長には福知山市役所建設交通部都市・交通課長を充てるものとする。

(事務局長)

第11条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品の購入その他契約の締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(監査)

第12条 交通会議に監査委員を2名置く。

2 交通会議の監査は、会長が委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し、必要な事項は、別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年7月5日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。
- 3 この要綱は、平成19年1月29日から施行する。
- 4 この要綱は、平成23年10月5日から施行する。
- 5 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成26年6月24日から施行する。
- 7 この要綱は、平成27年4月30日から施行する。
- 8 この要綱は、平成30年6月22日から施行する。
- 9 この要綱は、令和元年6月17日から施行する。
- 10 この要綱は、令和2年1月23日から施行する。
- 11 この要綱は、令和3年8月18日から施行する。